平成２２年（フ）第１５５号
山口県山陽小野田市大字鴨庄456番地１
債務者　坂江めぐみ
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１５８号
山口県宇部市鵜の島町６番25―902号
債務者　藤本　善子
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第９７号
香川県坂出市江尻町1729番地５　サンライフＫＭ101、住民票上の住所香川県坂出市高屋町甲1576番地
債務者　瓜生　久代
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第４７号
秋田県能代市字大塚117番地５　シャン・ド・フルール103号
債務者　大山　秀昭
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第５１号
秋田県能代市字大瀬儘下29番地１　Ａ１棟10号
債務者　熊谷　　豊
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第９２４号
千葉市美浜区打瀬３丁目５番地マリンフォート４―104号
債務者　木村　智明
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９２６号
千葉市若葉区若松町540番地２サンライトシティ106号
債務者　宮田　榮子
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９５４号
千葉市稲毛区稲毛３－３―11　グリーンハイツ202、住民票上の住所千葉市美浜区真砂２丁目４番７棟407号
債務者　真行寺　徹
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９６０号
千葉県浦安市猫実５丁目５番16号
債務者　大塚　絵美（旧姓榎戸）
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９６３号
千葉市中央区大森町312番地11　レオパレス蘇我第九107号
債務者　尾田かおり
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９６５号
千葉市花見川区作新台６丁目10番３―413号
債務者　奥泉　らん
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９６６号
千葉県船橋市高根台６丁目６番１―109号
債務者　高橋さゆり（旧姓奥泉）
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９７３号
千葉市稲毛区穴川１丁目６番28号　西千葉ハイツ101号
債務者　山口　昌彦
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９７４号
千葉市稲毛区穴川１丁目６番28号　西千葉ハイツ101号
債務者　山口みち加（旧姓天内・数田）
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９９６号
千葉県習志野市藤崎３丁目36番９号
債務者　木村　武子
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１００７号
千葉県船橋市三山８丁目19番２―301号
債務者　湯本　久子
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０１８号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番35棟101号
債務者　門脇　郁子
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係